

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	137 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	133 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 60 年 10 月まで

私は、夫の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により A 市にある B 銀行 C 支店で納付していた。

申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が A 市において任意加入により払い出された昭和 54 年 11 月以降、申立期間①を除き 57 年 3 月までの国民年金保険料が全て納付されており、当該期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化は認められない上、当該期間は 3 か月と短期間であることなどから、当該期間の保険料は納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、i) 申立人は当該期間の保険料を A 市にある金融機関において納付していたと説明するが、A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 59 年 4 月の A 市から D 市への転居に伴う国民年金の住所変更処理が職権で行われているため、申立人は D 市に転居した後は A 市にある金融機関で保険料を現年度納付することはできないこと、ii) D 市に転入した後に作成された同市の国民年金被保険者名簿には、昭和 57 年度の納付記録欄に「納付書送付」のゴム印が押されていることから、昭和 59 年 4 月の転入後に昭和 57 年度分の過年度納付書が発行されたものと考えられ、この時点において同年度の保険料は未納であったものと推認されること、iii) 申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを

踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、会社退職後に独立し、その後、私たち夫婦は、度々訪れた役所の国民年金担当者から「今のままでは将来年金をもらえなくなる。」と助言された。その担当者に、「夫婦の国民年金保険料を遡ってきれいに納めたい。」と相談したところ、「保険料は 2 年間遡れる。」と言われたため、夫婦二人分の保険料を 2 年間分遡って分割納付したので、納付済期間の間の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立人は、「役所の国民年金担当者に夫婦の保険料を遡ってきれいに納めたいと相談して、夫婦二人分の保険料を分割納付した。」と供述しており、オンライン記録によると、申立期間直前の夫婦の昭和 62 年度に係る保険料が平成元年 7 月から 2 年 4 月までの間に遡って分割納付されていることが確認でき、それぞれの過年度納付の時点において、申立期間についても、既に過年度納付書が発行されており、保険料を納付することが可能であったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 6 月まで

私は、20 歳になったら国民年金に加入しなければと思っていたが、つい失念していたため、父が昭和 53 年に加入手続を行ってくれた。その時、父は、国民年金保険料の「特例納付」を勧められたので、20 歳時点まで遡って保険料を 2, 3 回に分割して納付してくれた。

その後も、父は、私の将来のことを考えて、納付済期間に空白ができないように国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その頃に、申立人の国民年金保険料を未納期間が生じないように納付すると説明し、その後も保険料を納付してくれていた。」と供述しており、申立人の保険料は、申立期間を除き 20 歳到達時から 60 歳に到達するまで全て納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月に払い出され、オンライン記録によると、時効が成立する直前の同年同月 28 日に、51 年 7 月分まで遡って 9 か月分の保険料が一括納付されている。その後も、54 年 7 月 27 日に未納となっていた 12 か月分が過年度納付されている上、55 年 5 月 30 日には、当時 29 歳であった申立人は、納付可能期間からみて年金の受給資格期間を満たす上で何ら問題は無かったが、第 3 回特例納付により未納であった保険料が 20 歳まで遡って全て納付されている。

さらに、申立期間直後の昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月までの保険料も、年度別にそれぞれ一括で過年度納付されており、平成 5 年 4 月から 8 年 3 月まで

免除されていた保険料についても、9年12月及び10年5月に追納されていることから、父親は、未納期間が生じないように配慮して申立人の保険料を納付していたものと考えられ、申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

昭和 36 年 4 月当時は、家が専業農家だったので、姉と私はA県B郡C町（現在は、A県D市）の実家で家事手伝いをしていた。国民年金制度が始まったので、父が姉と私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も町内の納税組合の集金により納付してくれていたと聞いている。同居していた姉については、国民年金制度発足当時から納付の記録があるので、私の国民年金保険料についても納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、オンライン記録における申立人の国民年金の被保険者資格は、昭和35年10月1日に強制加入したとされており、申立人は、国民年金制度発足当初から被保険者資格を取得していることが推認でき、国民年金の加入手続を行っているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人は、「姉と私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、同居していた父が全てしてくれていたと聞いている。当時は、町内の納税組合が、税金や国民年金保険料等を全て集金しており、同居しているにもかかわらず、姉の保険料のみを納付していたとは考えられない。」と供述しているところ、申立人の姉は、申立人と同じ昭和35年10月1日に強制加入し、申立期間を含め60歳到達までの期間の国民年金保険料が全て納付済みとされているとともに、「私たち姉妹の国民年金の加入手続と保険料の納付は、国民年金制度が始まったときから父がしてくれていた。私は、昭和44年5月に別居するまでは、保険料を自分で納付したことはない。」と供述している。

さらに、D市は、申立期間当時、納税組合による国民年金保険料の徴収が行われていたと回答しており、申立人の父親が、申立人と申立人の姉の国民年金保険料を共に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月16日から同年9月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、現在も同社に継続して勤務しているが、A社B支店から同社C支店に転勤した際の51年8月16日から同年9月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。会社に確認したところ、会社も手続の誤りを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した辞令簿及び人事個人台帳から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「当社では、月の途中で異動があった場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届を、翌月1日付けで、提出することにしていたので、申立期間については当社B支店に保険料納付の義務があった。しかしながら、実際の納付に関しては、当時の資料が無いため不明である。」と回答しているところ、同社の異動前の事業所及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の辞令簿において、申立人と同日（昭和51年8月15日）に同社C支店への異動が発令されている同僚一人は、異動前の事業所に

において昭和 51 年 9 月 1 日に資格喪失し、A社において同日に再取得していることが確認できることから、同年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 51 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付に関しては、申立人の資格喪失に係る届出について、社会保険事務所（当時）に対し、誤った喪失日で提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別紙一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： (別紙一覧表参照)

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準賞与額が、記録されていないことが分かった。同社は、その後、賞与支払届を提出しているが、当該標準賞与額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の賞与支給額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した賃金台帳により、申立人は、〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別紙一覧表 福岡厚生年金 事案4090~4206

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4090		女	昭和24年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	36万円 48万5,000円 45万9,000円
4091		女	昭和42年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	52万4,000円 53万8,000円 51万9,000円
4092		女	昭和26年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	34万1,000円 36万円 34万3,000円
4093		女	昭和43年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	47万5,000円 49万4,000円 35万9,000円
4094		女	昭和28年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	47万3,000円 49万8,000円 47万8,000円
4095		女	昭和45年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	41万8,000円 44万円 47万3,000円
4096		男	昭和27年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	66万9,000円 70万4,000円 67万6,000円
4097		女	昭和46年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	41万8,000円 41万8,000円 40万円
4098		女	昭和29年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	41万円 40万7,000円 12万7,000円
4099		女	昭和44年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	33万9,000円 36万1,000円 35万1,000円
4100		女	昭和36年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万3,000円 27万8,000円 26万5,000円
4101		女	昭和27年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	31万6,000円 31万6,000円 30万9,000円
4102		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	30万2,000円 31万9,000円 34万円
4103		女	昭和29年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	62万2,000円 65万4,000円 63万2,000円
4104		女	昭和38年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	44万5,000円 46万9,000円 44万9,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4105		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	38万6,000円 40万6,000円 40万1,000円
4106		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	41万4,000円 43万円 41万9,000円
4107		女	昭和50年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	38万2,000円 40万2,000円 38万6,000円
4108		女	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	29万6,000円 31万2,000円 31万6,000円
4109		男	昭和35年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	54万9,000円 57万9,000円 57万2,000円
4110		女	昭和42年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	28万3,000円 29万8,000円 28万6,000円
4111		女	昭和33年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	24万1,000円 22万4,000円 25万9,000円
4112		女	昭和36年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	27万円 28万5,000円 27万4,000円
4113		女	昭和42年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	23万6,000円 37万3,000円 31万1,000円
4114		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	47万4,000円 49万8,000円 50万2,000円
4115		女	昭和50年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	32万9,000円 34万2,000円 33万3,000円
4116		女	昭和42年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	33万3,000円 34万2,000円 23万8,000円
4117		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万3,000円 27万7,000円 26万6,000円
4118		女	昭和44年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	28万円 29万5,000円 28万3,000円
4119		女	昭和39年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	27万円 28万円 27万3,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4120		男	昭和45年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	50万円 52万6,000円 50万8,000円
4121		女	昭和23年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	36万1,000円 38万円 36万4,000円
4122		女	昭和28年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	27万7,000円 28万8,000円 28万1,000円
4123		女	昭和35年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	27万円 28万5,000円 27万4,000円
4124		女	昭和38年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	25万9,000円 27万2,000円 26万3,000円
4125		女	昭和35年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	42万8,000円 45万円 43万6,000円
4126		女	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	29万6,000円 15万6,000円 8万6,000円
4127		女	昭和31年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	24万8,000円 26万1,000円 25万4,000円
4128		女	昭和46年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	38万7,000円 40万2,000円 38万2,000円
4129		女	昭和39年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	25万9,000円 27万2,000円 26万3,000円
4130		女	昭和55年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	25万9,000円 25万9,000円 26万3,000円
4131		女	昭和44年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	34万8,000円 36万6,000円 37万円
4132		女	昭和21年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	28万7,000円 30万2,000円 28万9,000円
4133		女	昭和37年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	12万1,000円 12万7,000円 12万2,000円
4134		女	昭和60年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	25万5,000円 26万5,000円 25万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4135		男	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	32万5,000円 34万2,000円 32万8,000円
4136		女	昭和55年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	34万5,000円 35万4,000円 34万3,000円
4137		女	昭和39年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	39万2,000円 41万3,000円 39万4,000円
4138		女	昭和47年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万4,000円 27万8,000円 26万8,000円
4139		女	昭和55年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	41万1,000円 43万8,000円 42万9,000円
4140		男	昭和28年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	64万9,000円 90万2,000円 86万7,000円
4141		女	昭和55年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	11万円 35万4,000円 34万8,000円
4142		女	昭和51年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	8万1,000円 39万円 37万5,000円
4143		女	昭和60年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	8万3,000円 32万1,000円 32万9,000円
4144		男	昭和47年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	10万8,000円 43万6,000円 42万8,000円
4145		女	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	7万6,000円 37万9,000円 37万1,000円
4146		女	昭和48年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	6万円 28万1,000円 27万7,000円
4147		女	昭和59年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	4万7,000円 26万7,000円 26万3,000円
4148		女	昭和33年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	57万2,000円 60万2,000円 58万円
4149		女	昭和31年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	32万4,000円 36万2,000円 34万5,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4150		女	昭和52年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	38万2,000円 40万2,000円 38万6,000円
4151		女	昭和25年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	19万8,000円 19万8,000円 21万6,000円
4152		女	昭和52年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	42万9,000円 45万2,000円 43万7,000円
4153		女	昭和58年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万1,000円 27万1,000円 26万5,000円
4154		女	昭和12年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	55万円 55万円 55万円
4155		女	昭和30年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	11万6,000円 12万3,000円 15万6,000円
4156		女	昭和51年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	30万2,000円 31万8,000円 30万7,000円
4157		女	昭和59年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	29万1,000円 31万1,000円 29万7,000円
4158		女	昭和51年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万3,000円 28万円 26万6,000円
4159		女	昭和42年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万8,000円 28万3,000円 27万9,000円
4160		男	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	25万1,000円 25万1,000円 25万6,000円
4161		女	昭和40年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	10万1,000円 40万2,000円 38万6,000円
4162		女	昭和52年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	9万3,000円 37万1,000円 35万9,000円
4163		女	昭和61年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	24万9,000円 26万2,000円 25万4,000円
4164		女	昭和47年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	27万円 27万円 27万4,000円



事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4165		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	37万6,000円 40万6,000円 39万円
4166		女	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	11万1,000円 35万5,000円 34万3,000円
4167		男	昭和55年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	8万8,000円 35万4,000円 34万4,000円
4168		女	昭和43年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	8万5,000円 42万5,000円 40万8,000円
4169		女	昭和44年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日 平成19年7月13日	41万7,000円 43万9,000円 42万円
4170		女	昭和50年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	37万7,000円 31万3,000円
4171		女	昭和54年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	41万3,000円 2万3,000円
4172		女	昭和50年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	27万5,000円 28万9,000円
4173		女	昭和50年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	27万7,000円 28万5,000円
4174		女	昭和53年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	27万7,000円 28万8,000円
4175		女	昭和54年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	27万円 28万円
4176		女	昭和49年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	30万円 31万6,000円
4177		女	昭和30年生		平成18年7月14日 平成18年12月15日	14万円 14万7,000円
4178		女	昭和47年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日	6万9,000円 39万3,000円
4179		女	昭和48年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日	43万4,000円 44万6,000円
4180		男	昭和53年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日	38万5,000円 42万1,000円
4181		女	昭和59年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日	23万5,000円 19万3,000円
4182		男	昭和37年生		平成18年12月15日 平成19年7月13日	26万4,000円 42万3,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4183		女	昭和40年生		平成18年7月14日	31万3,000円
4184		女	昭和56年生		平成18年7月14日	22万4,000円
4185		男	昭和26年生		平成18年7月14日	70万円
4186		男	昭和54年生		平成18年7月14日	25万4,000円
4187		女	昭和40年生		平成18年12月15日	31万7,000円
4188		女	昭和59年生		平成18年12月15日	17万7,000円
4189		女	昭和57年生		平成18年12月15日	41万7,000円
4190		女	昭和29年生		平成19年7月13日	23万3,000円
4191		女	昭和39年生		平成19年7月13日	20万2,000円
4192		女	昭和39年生		平成19年7月13日	12万7,000円
4193		女	昭和39年生		平成19年7月13日	17万5,000円
4194		女	昭和44年生		平成19年7月13日	12万2,000円
4195		女	昭和34年生		平成19年7月13日	14万6,000円
4196		女	昭和47年生		平成19年7月13日	10万8,000円
4197		男	昭和56年生		平成19年7月13日	11万円
4198		男	昭和55年生		平成19年7月13日	11万円
4199		女	昭和59年生		平成19年7月13日	11万円
4200		女	昭和62年生		平成19年7月13日	24万4,000円
4201		女	昭和61年生		平成19年7月13日	24万4,000円
4202		男	昭和50年生		平成19年7月13日	12万8,000円
4203		女	昭和45年生		平成19年7月13日	21万2,000円
4204		女	昭和53年生		平成19年7月13日	34万4,000円
4205		女	昭和37年生		平成19年7月13日	12万7,000円
4206		女	昭和42年生		平成19年7月13日	11万1,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格喪失日に係る記録及び同社（C工場）における資格取得日に係る記録を平成3年1月7日に訂正し、2年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は、A社に昭和59年に入社し、現在まで継続して勤務しているが、同社B工場（D県所在）から同社C工場（E県所在）へ異動になった時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社が保管する申立人に係る辞令及び給与台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成3年1月7日にA社（B工場）から同社（C工場）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与台帳から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成2年12月31日を資格喪失日として届け出たこと、及び同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が3年1月1日を資格取得日として届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る2年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 19 年 12 月 20 日は 34 万 1,000 円、20 年 7 月 25 日は 30 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 20 日  
② 平成 20 年 7 月 25 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、平成 19 年 12 月 20 日は 34 万 1,000 円、20 年 7 月 25 日は 30 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていなかったことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 23 日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月20日は8万1,000円、20年7月25日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年7月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、平成19年12月20日は8万1,000円、20年7月25日は8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていなかったことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 19 年 12 月 20 日は 31 万 7,000 円、20 年 7 月 25 日は 31 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 20 日  
② 平成 20 年 7 月 25 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、平成 19 年 12 月 20 日は 31 万 7,000 円、20 年 7 月 25 日は 31 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていなかったことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 23 日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月20日は2万3,000円、20年7月25日は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年7月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、平成19年12月20日は2万3,000円、20年7月25日は1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていないことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月20日は24万1,000円、20年7月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年7月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、平成19年12月20日は24万1,000円、20年7月25日は25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていないことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月20日は21万円、20年7月25日は34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年7月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表から判断すると、申立人は、平成19年12月20日は21万円、20年7月25日は34万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間について、標準賞与額の届出を行っていなかったことを認め、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月23日に、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年11月は9万2,000円、62年9月は12万6,000円、平成4年7月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月1日から平成6年1月1日まで  
② 平成6年2月1日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されてきたが、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和60年3月から平成6年5月までの期間の標準報酬月額の記録が、私が保管している給与明細書の給与額よりもかなり低額になっていることが判明した。

当時の給与明細書の写しを提出するので、申立期間の調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和60年11月、62年9月及び平成4年7月に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見

合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 60 年 11 月は 9 万 2,000 円、62 年 9 月は 12 万 6,000 円、平成 4 年 7 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているものの、前述の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 62 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 6 年 1 月 1 日までの期間、及び申立期間②について、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険料給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年5月から16年11月までは17万円、17年4月から18年2月までは18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、19万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間④から⑩までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月4日は31万5,000円、16年3月1日は13万8,000円、同年7月5日は20万8,000円、同年12月7日は31万9,000円、17年3月1日は14万1,000円、同年8月10日は21万2,000円、同年12月15日は32万5,000円に訂正することが必要である。

加えて、申立人の申立期間⑪、⑫、⑭及び⑮に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年3月15日は18万円、同年7月10日は20万1,000円、19年3月15日は18万9,000円、同年7月9日は21万1,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間⑬に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、32万1,000円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の12万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額30万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①のうち、平成13年5月から16年11月までの期間及び17年4月から18年8月までの期間、申立期間②並びに申立期

間④から⑮までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月30日から18年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から19年9月1日まで  
③ 平成15年8月1日  
④ 平成15年12月4日  
⑤ 平成16年3月1日  
⑥ 平成16年7月5日  
⑦ 平成16年12月7日  
⑧ 平成17年3月1日  
⑨ 平成17年8月10日  
⑩ 平成17年12月15日  
⑪ 平成18年3月15日  
⑫ 平成18年7月10日  
⑬ 平成18年12月7日  
⑭ 平成19年3月15日  
⑮ 平成19年7月9日

平成21年7月に退職した同僚が年金記録について申立てを行い、記録が訂正されたことをきっかけに、私の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事務所に勤務した期間について、標準報酬月額が実際にもらった給与額より明らかに低いと思い申し立てた。

また、平成15年4月の「総報酬制」導入後の期間において、年金事務所の記録上の標準賞与額が実際の賞与支給額と異なっていること、及び賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その記録が無い期間があることに気付いた。

事業主は、社会保険事務所（当時）への届出に誤りがあったことを認め、一部の記録を訂正する旨の届出を提出したが、平成18年9月から19年8月までの期間については、時効により訂正することができず、年金支給額に反映

しない記録とされている。当該期間を含め、全ての申立期間の厚生年金保険被保険者記録を実態に見合った記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成13年5月から16年11月までの期間及び17年4月から18年8月までの期間については、B町が保管する申立人に係る所得証明書、及び申立人が提出した所得税の確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額はオンライン記録から確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高額であることが推認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成13年5月から16年11月までは17万円、17年4月から18年2月までは18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年8月までは19万円に訂正することが妥当である。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初15万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、15万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出した所得税の確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 3 申立人の申立期間④、⑥、⑦、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、申立人が提出した所得税の確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額はオンライン記録から確認できる標準賞与額に見合う厚生年金保険料額よりも高額であることが推認できる上、申立人の申立期間⑤及び⑧に係る標準賞与額については、オンライン記録からは確認できないものの、A事務所における同僚から提出された給与明細書から、当該期間において賞与が支給されており、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できること、及び前述の確定申告書から判断すると、申立人が主張する標準賞与

額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間⑪、⑫、⑭及び⑮に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、18年3月15日は18万6,000円、同年7月10日は20万7,000円、19年3月15日は19万8,000円、同年7月9日は21万7,000円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

さらに、申立人の申立期間⑬に係る標準賞与額は、当初12万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月30日に12万円から32万1,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（32万1,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（12万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出した所得税の確定申告書から判断すると、申立期間⑪から⑮までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、標準賞与額が相違しているとする申立期間④、⑥、⑦及び⑨から⑮まで並びに標準賞与額の記録が確認できないとする申立期間⑤及び⑧に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④から⑮までに係る標準賞与額については、申立人が提出した所得税の確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月4日は31万5,000円、16年3月1日は13万8,000円、同年7月5日は20万8,000円、同年12月7日は31万9,000円、17年3月1日は14万1,000円、同年8月10日は21万2,000円、同年12月15日は32万5,000円、18年3月15日は18万円、同年7月10日は20万1,000円、同年12月7日は30万6,000円、19年3月15日は18万9,000円、同年7月9日は21万1,000円に訂正することが妥当である。

- 4 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、報酬月額及び賞与額について、誤った金額を届け出たこと等を認めており、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、申立人の申立期間②及び申立期間⑪から⑮までに係る健

康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、同僚の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額を比較するとオンライン記録の方が低く記録されていることが確認できることから、事業主は実際に支給された給与額及び賞与額に見合う報酬額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①のうち、平成13年5月から16年11月までの期間及び17年4月から18年8月までの期間、申立期間②並びに申立期間④から⑮までに係る標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、申立人が休業したとする、平成16年12月から17年3月までの標準報酬月額については、申立人が提出した所得税の確定申告書から、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与及び賞与から控除されていたことが確認できない上、申立期間③の標準賞与額については、同僚から提出された給料支払明細書から、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料よりも低い金額が控除されており、当該控除額に見合う標準賞与額は、同僚に係るオンライン記録を下回っていることが確認できることから判断すると、当該賞与額に見合う厚生年金保険料は控除されていたことを推認することができず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のうち、平成5年1月から同年12月までは16万円、12年1月は19万円、同年2月から14年6月までは20万円、同年7月から15年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から16年9月まで22万円、同年10月は20万円、同年11月から17年8月までは22万円、同年9月から同年11月までは20万円、同年12月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間④から⑩までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月4日は34万円、16年3月1日は14万8,000円、同年7月5日は22万5,000円、同年12月7日は33万6,000円、17年3月1日は14万6,000円、同年8月10日は22万円、同年12月15日は33万7,000円に訂正することが必要である。

加えて、申立人の申立期間⑪、⑫、⑭及び⑮に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月15日は19万3,000円、同年7月10日は21万6,000円、19年3月15日は16万6,000円、同年7月9日は21万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑬に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、34万9,000円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の12万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額32万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認

められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①のうち、平成5年1月から同年12月までの期間及び12年1月から18年8月までの期間、申立期間②並びに申立期間④から⑮までに係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月26日から18年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から19年9月1日まで  
③ 平成15年8月1日  
④ 平成15年12月4日  
⑤ 平成16年3月1日  
⑥ 平成16年7月5日  
⑦ 平成16年12月7日  
⑧ 平成17年3月1日  
⑨ 平成17年8月10日  
⑩ 平成17年12月15日  
⑪ 平成18年3月15日  
⑫ 平成18年7月10日  
⑬ 平成18年12月7日  
⑭ 平成19年3月15日  
⑮ 平成19年7月9日

平成21年6月の「ねんきん定期便」を見て、私の標準報酬月額に係る記録が実際にもらっていた給与よりも低い記録となっていることに気付いた。A事務所の事業主は同僚の調査をきっかけに社会保険事務所（当時）への届出に誤りがあったことを認め、一部の記録を訂正する旨の届出を提出したが、18年9月から19年8月までの期間については、時効により訂正することができず、年金支給額に反映しない記録とされている。当該期間を含め、申立期間の全ての厚生年金保険被保険者記録を、実態に見合った記録に訂正してほ

しい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成5年1月から同年12月までの期間及び12年1月から18年8月までの期間については、申立人が提出した給料支払明細書及び市民税県民税特別徴収税額の通知書において、確認又は推認できる厚生年金保険料から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書及び市民税県民税特別徴収税額の通知書から、確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は支給額から、平成5年1月から同年12月までは16万円、12年1月は19万円、同年2月から14年6月までは20万円、同年7月から15年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から16年9月までは22万円、同年10月は20万円、同年11月から17年8月までは22万円、同年9月から同年11月までは20万円、同年12月から18年8月までは22万円に訂正することが妥当である。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初17万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、17万円から22万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出した給料支払明細書から、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 3 申立人の申立期間④、⑥、⑦、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額はオンライン記録から確認できる標準賞与額に見合う厚生年金保険料額よりも高額であることが確認できる上、申立人の申立期間⑤及び⑧に係る標準賞与額については、オンライン記録からは確認できないものの、申立人が提出した給料支払明細書から、当該期間において賞与が支給されており、

厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間⑪、⑫、⑭及び⑮に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、18年3月15日は20万3,000円、同年7月10日は22万8,000円、19年3月15日は17万9,000円、同年7月9日は22万9,000円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

さらに、申立人の申立期間⑬に係る標準賞与額は、当初12万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年10月30日に12万円から34万9,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（34万9,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（12万円）となっている。

しかしながら、申立人が提出した給料支払明細書から、申立期間⑪から⑮までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、標準賞与額が相違しているとする申立期間④、⑥、⑦及び⑨から⑮まで並びに標準賞与額の記録が確認できないとする申立期間⑤及び⑧に係る標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④から⑮までに係る標準賞与額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月4日は34万円、16年3月1日は14万8,000円、同年7月5日は22万5,000円、同年12月7日は33万6,000円、17年3月1日は14万6,000円、同年8月10日は22万円、同年12月15日は33万7,000円、18年3月15日は19万3,000円、同年7月10日は21万6,000円、同年12月7日は32万4,000円、19年3月15日は16万6,000円、同年7月9日は21万2,000円に訂正することが妥当である。

- 4 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、報酬月額及び賞与額について、誤った金額を届け出たこと等を認めており、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成

21年10月30日に、申立人の申立期間②及び申立期間⑩から⑮までに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立人が提出した給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額とオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額を比較するとオンライン記録の方が低く記録されていることが確認できることから、事業主は実際に支給された給与及び賞与に見合う報酬額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間①のうち、平成5年1月から同年12月までの期間及び12年1月から18年8月までの期間、申立期間②並びに④から⑮までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成4年12月及び6年1月から11年12月までの期間の賃金台帳等は確認できない上、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③の標準賞与額については、平成15年8月1日の賞与に係る給料支払明細書から、オンライン記録上の標準賞与額が、申立人の当該賞与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間において、「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準報酬月額が、給与明細書の支給額より低い44万円で記録されている。当該期間における勤務先の変更や、降給は無い上、同社を定年退職する時にももらった「厚生年金の経歴」では、当該期間における標準報酬月額が59万円と記載されているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書（平成9年11月、10年1月から同年6月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間）、及びA事業所が保管する申立人に係る「月度給与（支給・控除）」（平成10年4月から同年9月までの期間）から、申立人は、申立期間（平成9年12月を除く。）において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、当該給与明細書及び「月度給与（支給・控除）」などから判断すると、給与明細書等の資料が無い平成9年12月についても、同様に当該保険料が控除されていたと推認できることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

また、申立期間当時にA社が加入していたB厚生年金基金が、平成17年7月1日に代行業務を国に返上するまでの期間において、平成9年10月の標準報酬月額に係る記録について、B厚生年金基金と国との記録が一致しない被保険者が多数見られたところ、特にその差が大きかった申立人を含む10人については、オンライン記録により、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が同年8月22日に社会保険事務所（当時）において処理されていること確認できる。

一方、B厚生年金基金が移行したB企業年金基金が保管する申立人に係る平成9年10月の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届は、同年9月10日に作成され、同年9月25日に同基金で受付されていることが確認できることから、事業主は、国へ提出した算定基礎届とは別の内容の算定基礎届を作成し、B厚生年金基金へ提出した可能性が高いことが推認される。

これらのことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、B厚生年金基金及び社会保険事務所に対し同じ内容の算定基礎届を提出し、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ているとは推認できず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年3月及び同年4月は44万円、同年9月は41万円、5年6月は47万円、9年6月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から16年9月1日まで

「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額と私が保管している給与明細書とを比較したところ、A社及び同社の後継事業所であるB社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が給与支給額より低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書から申立人は申立期間のうち、平成4年3月、同年4月、同年9月、5年6月及び9年6月の期間については、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を上回る額の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成4年3月及び同年4月は44万円、同年9月は41万円、5年6月は47万円、9年6月は50万



円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成3年3月から4年2月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年10月から5年5月までの期間、同年7月から9年5月までの期間及び同年7月から16年8月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、27 年 9 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 1 月 5 日から 32 年 3 月 1 日まで

A 社に B 担当として勤務していた申立期間①、及び同社に C 係として勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間において勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社における入社及び退職の経緯、時期等に関する申立人の供述内容は、詳細かつ具体的であり、不自然さは見受けられない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人は、「申立人が供述する A 社の状況等は、私の記憶とおおむね一致する。」と供述している。

また、申立期間当時の住宅等で生活していたとする者二人は、それぞれ、「申立期間頃にも申立人は以前と同様に勤務していたと思う。」、「申立人は D 部門を一旦退職し、D 部門で再び勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間①において A 社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、A 社の D 部門を一旦退職した後に、同社の D 部門で再び同様の勤務形態で勤務したとして申し立てしているところ、申立人が A 社

のD部門に初めて勤務したとする期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、A社を管轄していたE社会保険事務所（当時）は、昭和28年2月における火災により被災しており、現存する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は、焼失したものを復元したものであると推認されるが、当該被保険者名簿における健康保険整理番号には複数の欠番が見られる上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても複数の空欄が見られることなどから、同被保険者名簿及び同被保険者記号番号払出簿については、完全に復元されたものではないと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、火災により、被保険者名簿等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関しては、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 29 年 9 月に A 社の事故で申立人の夫を亡くした後に同社で C 係として勤務したと申し立てているところ、申立人と同様に、同年 9 月の同社の事故で夫を亡くしたとする者の子は、「以前に、私の母から聞いていたことによると、昭和 29 年 9 月の A 社の事故で夫を亡くした妻は、同年 11 月頃から同社で働くことになった。私の母の場合、はっきりした理由は分からないが、厚生年金保険の加入は 32 年 3 月 1 日からとなっている。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が被保険者資格を取得した日と同日の 32 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 32 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の資料を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑧、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月30日は12万6,000円、同年12月25日は21万円、17年3月30日は13万3,000円、18年3月30日は14万円、19年3月30日は14万1,000円、20年3月30日は14万8,000円、同年7月30日は16万円、同年12月25日は21万4,000円、21年3月30日は14万2,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間①、⑥、⑦及び⑨に係る標準賞与額については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月28日は20万2,000円、18年7月21日は16万円、同年12月25日は21万7,000円、19年7月30日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月28日  
② 平成16年3月30日  
③ 平成16年12月25日  
④ 平成17年3月30日  
⑤ 平成18年3月30日  
⑥ 平成18年7月21日  
⑦ 平成18年12月25日

- ⑧ 平成 19 年 3 月 30 日
- ⑨ 平成 19 年 7 月 30 日
- ⑩ 平成 20 年 3 月 30 日
- ⑪ 平成 20 年 7 月 30 日
- ⑫ 平成 20 年 12 月 25 日
- ⑬ 平成 21 年 3 月 30 日

申立期間②、③、④、⑤、⑧、⑩、⑪、⑫及び⑬において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

また、申立期間①、⑥及び⑦に係る標準賞与額が、実際に賞与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額と相違しているため、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間⑨については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。当該期間の賞与に係る給与支払明細書を所持しているため、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②、③、④、⑤、⑧、⑩、⑪、⑫及び⑬については、申立人が提出した賞与に係る給与支払明細書、A社が保管する申立人に関する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び訂正届、事業主の回答等から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成 16 年 3 月 30 日は 12 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 21 万円、17 年 3 月 30 日は 13 万 3,000 円、18 年 3 月 30 日は 14 万円、19 年 3 月 30 日は 14 万 1,000 円、20 年 3 月 30 日は 14 万 8,000 円、同年 7 月 30 日は 16 万円、同年 12 月 25 日は 21 万 4,000 円、21 年 3 月 30 日は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に関する厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額について届出を行っ

ていなかったこと及び誤った金額の届出を行ったことを認めた上で、当該期間に係る賞与支払届及び訂正届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①、⑥及び⑦については、申立人が提出した当該期間の賞与に係る給与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、平成 15 年 12 月 28 日は 20 万 2,000 円、18 年 7 月 21 日は 16 万円、同年 12 月 25 日は 21 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額について誤った金額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑨については、当該期間の賞与に係る給与支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額について届出を行ってなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日、資格喪失日に係る記録を43年9月20日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月20日に訂正し、標準報酬月額については、43年8月及び同年9月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から同年6月3日まで  
② 昭和43年8月21日から同年9月20日まで  
③ 昭和43年9月20日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和36年4月1日に入社し、平成12年4月末で退職するまで継続して勤務していたことは事実であるので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した申立人に係る従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社D支店から同社B出張所に異動、43年9月20日に同社B出張所から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和43年8月は、A社B出張所における同年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円、同年9月は、同社C支店における同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る取得日及び喪失日について誤った日付で届け出たことを認めていることから、事業主は昭和43年8月21日を同社B出張所に係る資格喪失日として届け、同年10月1日を同社C支店に係る資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る43年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

昭和 49 年 9 月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、妻が私の分も含めて一緒に納付していた。妻は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が自身の分も含めて一緒に納付していたと供述しており、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、夫婦の保険料は、申立期間②より後の昭和 59 年 7 月分から同一日に納付していることが確認できる。

しかしながら、前述の保険料収滞納一覧表によると、申立期間②直後の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、夫婦の納付日が異なっており、B年金事務所が保管する申立人に係る国民年金領収済通知書によれば、申立期間①と申立期間②の間の 58 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 61 年 3 月 12 日に、申立期間②のうち 58 年 7 月から同年 9 月までの保険料は 62 年 3 月 3 日にそれぞれ遡って納付され、後者については時効後の納付を理由に保険料を還付されていることが確認できるが、妻は、前述の保険料収滞納一覧表によると、それぞれの申立期間の前後を通じて保険料を現年度納付していることが確認できることから、夫婦の納付行動は同一ではなかったものと推認される。

また、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳には、国民年金被保険者資格の取得日が昭和 55 年 12 月 6 日と記載されており、オンライン

記録によると、平成 22 年 3 月に同資格取得日が 54 年 12 月 6 日に訂正されていることから、申立期間当初の 54 年 12 月から 55 年 12 月までの期間は、当時、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、前述の領収済通知書によれば、当該期間当初の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分の保険料が 62 年 3 月 3 日に過年度納付されたものの、時効後納付を理由に還付されている上、この納付時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 業務の中で給料も安くて国民年金保険料を納付することができなかつたので、B 市役所に給料明細票を持参して免除の手続を行っていたのに、申立期間が申請免除になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除手続を行ったと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 12 月に、C 町（現在は、D 市）で職権適用により払い出され、A 市から C 町への転入日である同年 2 月 26 日に遡って被保険者資格を取得しており、それ以前にほかの記号番号が払い出されていた事情は見当たらないことなどを踏まえると、B 市役所で国民年金の加入手続及び免除手続を行っていたとは考え難い。

また、C 町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は、オンライン記録と同様に未納と記載されている上、申請免除に関する記載は全くないことから、同町において保険料の免除が申請されていたとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（申請免除承認通知書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から12年11月までの期間、13年4月から同年11月までの期間、14年4月から16年2月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から12年11月まで  
② 平成13年4月から同年11月まで  
③ 平成14年4月から16年2月まで  
④ 平成16年7月から18年6月まで

平成6年2月にA県の会社を退職して、B市C区に転居し、同区役所の国民健康保険の担当職員に国民健康保険について相談した際に、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除手続を行った。

平成7年に同区の国民健康保険の担当職員から電話があり、「国民年金保険料の免除手続はしておきます。」と言われた。また、国民健康保険料を支払いに同区役所に行った際に国民年金保険料の免除申請書を書いたこともある。申立期間を国民年金の保険料免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月頃、B市C区に住所を移し、同区役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が同年6月10日以降にA県D郡E町（現在は、F市）で払い出されていることが、年金手帳払出補助簿により確認できる上、戸籍簿及び戸籍の附票の記載から13年1月22日に住民登録をA県D郡E町からB市C区に移したことが確認できることから判断すると、申立期間①当時、同区役所では、国民年金保険料の免除を申請することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録から、申立期間②直後の平成13年12月から14年3月までの国民年金保険料の免除期間については、免除申請が同年1月25日に、

申立期間③直後の 16 年 3 月から同年 6 月までの免除期間については、免除申請が同年 4 月 7 日に受け付けられていることが確認できるどころ、仮に 13 年 4 月から同年 11 月までの期間又は 15 年 7 月から 16 年 2 月までの期間に係る免除申請が行われていた場合には、同一の免除期間に 2 度の免除申請を行うこととなるが、当該事情は見当たらないなど、記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、B 市 C 区の国民年金被保険者名簿では、申立期間①、②及び③のうちの平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までの期間について、国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立期間①から④までの 123 月の期間が申請免除期間であるには 10 回を超える申請が必要であるところ、その全てについて、行政機関が記録を誤ったとは考え難い。

加えて、申立人は、「平成 7 年に B 市 C 区役所の国民健康保険の担当職員から電話があり、『国民年金保険料の免除手続はしておきます。』と言われた。」と主張しているものの、同区は、「電話で、国民年金保険料の免除申請を受け付けることは無い。免除申請は、本人等からの国民年金保険料の免除申請書の提出が必要である。」と回答している上、申立人は、「B 市 C 区役所で、2 回又は 3 回、国民年金保険料免除申請書を書いた。」と供述しているが、オンライン記録により申立期間①と②の間、②と③の間及び③と④の間の 3 期間に国民年金保険料の免除期間が確認できることから、申立人が記載したとする免除申請書が、申立期間①、②、③及び④に係る免除申請書であったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年3月まで

平成2年9月に夫とA市役所を訪問し、納付が必要な国民年金保険料額を計算してもらい、申立期間に係る国民年金保険料を同年9月から11年5月までの間に納付したので、申立期間が未加入とされていることに納付ができない。

当該保険料を納付した証拠となる資料として、「A市職員から入手したメモ」、「国民年金についてのお知らせ」及び「平成8年7月29日から9年11月6日までの夫の預金通帳の写し」を提出するので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB県A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和49年4月17日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者となることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年4月17日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの時点で国民年金の被保険者資格を取得したものと確認できる。

また、任意加入被保険者は制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成2年9月から11年5月までの間に納付したと主張しているが、当該期間においては、

既に納付期限の翌日から2年を経過しており、時効が完成しているため、申立期間の国民年金の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠となる資料として提出した i) 「A市職員から入手したメモ」からは、国民年金の被保険者種別は1号から3号までであること、国民年金の加入可能年数は40年であること、及び40年間国民年金保険料を納付した場合の老齢基礎年金の受給額は73万7,300円であること（平成5年度の基準による額）等国民年金に関する一般的な記載が、ii) 「国民年金についてのお知らせ」からは、申立人が60歳に到達したために、国民年金保険料を納入できる期間が終了したこと、申立人の国民年金に係る被保険者期間が197月であること、及び国民年金保険料の納付月数が197月であること等が、iii) 「平成8年7月29日から9年11月6日までの夫の預金通帳の写し」からは、8年8月21日から9年10月28日までの国民年金第1号被保険者期間における国民年金保険料を口座振替により納付したことが、それぞれ読み取れるものの、これらの資料からは、申立期間における国民年金保険料が納付されたことまでを推測することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 63 年 11 月まで

私が、20 歳になったときは、大学生だったので、私の国民年金の加入手続や保険料の納付は私の母にしてもらっていた。そのため、申立期間当時の納付方法や納付場所は分からない。また、平成 14 年 9 月に空巢の被害に遭い、貯金通帳と年金手帳を盗まれたので、当時の年金手帳は無い。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が A 市 B 区内の納付場所で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、A 市 B 区において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡は無いほか、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと供述しているものの、具体的な記憶は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで

A社にB職として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。健康保険に加入していたことは記憶しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が、「申立人を1年間だけC担当としてお願いした。」と回答していること、及び申立人が名前を挙げた同僚の一人が「申立人のことを記憶している。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、雇用保険の支給記録から、申立人がD社を昭和59年2月29日に離職後、同年3月6日付けで公共職業安定所に求職の申込みを行い、同年9月8日までの期間において、雇用保険の求職者給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

また、A社の事業主は、「1年間だけC担当としてお願いした。保険等の加入は無いことは、本人も了解していたはずである。書類等は残っていない。」と回答し、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「当時の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立期間において、申立人が名前を

挙げた二人の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から 42 年 10 月 11 日まで

A社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給したこと及び脱退手当金の支給に係る事務を取り扱った社会保険事務所（当時）を意味する「脱 B」の表示が確認できる上、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記録されていることが確認できる。

また、申立人に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和 43 年 2 月 9 日に支給したとされているところ、前述の被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後各 50 人のうち、「脱」の表示が記録されている者が申立人を含む 17 人確認でき、その全てについてオンライン記録により脱退手当金が支給されたとされており、そのうち 14 人が、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 5 か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「事業所は、退職時に、脱退手当金について説明を行い、希望すれば、代理で請求手続を行っていた。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがわれる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 12 月 1 日から 13 年 1 月 31 日まで  
② 平成 13 年 1 月 31 日から同年 2 月 9 日まで

私が勤務していたA社に係る申立期間①の標準報酬月額が、平成 11 年 12 月 1 日から 9 万 2,000 円、12 年 10 月 1 日から 9 万 8,000 円と記録されているが、この期間もそれ以前の期間と同じく 26 万円だったはずなので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が、平成 13 年 1 月 31 日とされているが、退職日は同年 2 月 8 日だったので、資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、平成 11 年 10 月 1 日の定時決定において 26 万円と記録されており、同年 12 月 1 日の随時改定で、11 万 8,000 円に変更された後、12 年 3 月 2 日付けで 11 年 12 月 1 日まで遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていること、及び 12 年 10 月 1 日の厚生年金保険法の改正により、同日以降については 9 万 8,000 円と記録されていることが確認できる。

しかも、申立事業所に係る社会保険業務の委託先であった社会保険労務士が保存している i) 平成 11 年 12 月 21 日受付の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書、ii) 12 年 3 月 2 日受付の上記 i) の訂正通知書、及び iii) 同年 8 月 18 日受付の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しによると、標準報酬月額はオンライン記録どおりの届出と

なっていることが確認できる。

他方、申立人は、申立事業所のB業務を担当しており、社会保険関係の事務には関与していなかった旨主張しているが、申立事業所の閉鎖登記簿謄本により、代表取締役は申立人の夫であること、及び申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、前述の遡及処理が行われた平成12年3月2日において、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は申立人及び申立人の子の二人のみであることが確認できるところ、関係者から、申立人が申立期間当時、社会保険事務を担当していたとの証言があることなどから判断すると、申立人が申立期間に係る標準報酬月額の特減訂正について、一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所の取締役として、自らの標準報酬月額の特減処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間もA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、申立事業所が社会保険業務を委託していた社会保険労務士が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによつて、オンライン記録どおりの届出が行われていることが確認できるとともに、資格喪失届に添付して届け出られた健康保険被保険者継続療養受給届においても、資格喪失日はオンライン記録どおり、平成13年1月31日として届け出られていることが確認できる。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 22 日から 35 年 10 月 1 日まで

今回、日本年金機構から送付された厚生年金保険被保険者期間の回答票では、A社における被保険者記録が昭和 33 年 8 月 29 日から同年 9 月 22 日までの 1 か月間となっているが、同社には、約 3 年間勤務していたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関係書類は保管しておらず、申立ての事実を確認することはできない。」と回答している上、事務担当者は、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間は分からないし、当時の関係書類も保管していないので、申立ての事実を確認することはできない。」と供述している。

また、申立人と同時期に申立事業所に勤務していたとする同僚 3 人に照会した結果、1 人は、「申立人の記憶はあるが、具体的な勤務期間等については分からない。」、残りの 2 人は、「申立人のことは知らない。」と供述するとともに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 33 年 9 月 22 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、こ

のほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで

私が代表取締役だったA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成 10 年 11 月 1 日から 12 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、11 年 11 月 12 日に、10 年 11 月から 11 年 9 月までの期間の標準報酬月額が、20 万円から 9 万 8,000 円に溯って引き下げられ、同年 9 月 8 日に記録されていた同年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定の記録が 20 万円から 12 万 6,000 円に溯って引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る法人登記簿により、申立人が、当該事業所の代表取締役となっていたことが確認できるものの、申立人は、「私は、登記簿上の代表取締役であり、実務に関しては専務が取り仕切っていたため、社会保険事務に関しては一切関与していない。」と供述している。

しかしながら、申立期間当時、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員は、申立人が事業主として当該事業所の社会保険事務に関与しており、申立事業所には厚生年金保険料についても滞納があった旨供述している。

また、当該事業所に係る滞納処分票によると、申立人が、社会保険事務所（当時）に対して、当該事業所の未納保険料の納付について複数回にわたり相談している上、前述の申立人の標準報酬月額についての減額処理日の前日に、

申立人が、自らの標準報酬月額減額に係る月額変更届を提出したとする旨の記載が確認できる。

さらに、前述の滞納処分票によると、社会保険事務所による当該事業所の売掛金の差押えに関する対応についても、申立人の関与が認められることなどを踏まえると、当該標準報酬月額減額処理に関して、申立人が関与せずに行われたとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ず、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

加えて、申立期間のうち、平成12年8月1日から14年2月28日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されているが、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、前述のとおり、申立人は当該事業所の事業主であり、当該期間においても、社会保険事務に関与していたことが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額に関する届出についても、申立人が関与せずに行われたとは考え難い。

さらに、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理及び届出の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 12 月 1 日まで

申立期間当時は、A社に勤務し、退職するまで毎月 30 万円ぐらいの給与をもらっていたにもかかわらず、当該期間の私の年金記録の標準報酬月額は、30 万円以下の金額となっている。

当時の社長も死亡しており、社員も探したが、行方が分からないので、事実を証明できない。

申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているもので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間のうち昭和 53 年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定の記録が、24 万円から 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、昭和 53 年 7 月 1 日の標準報酬月額月額変更の記録、及び 54 年 10 月 1 日の標準報酬月額定時決定の記録については、前述の被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

一方、法人登記簿により、申立人が、申立期間において、当該事業所の取締役となっていることが確認できるものの、申立人は、給与計算及び社会保険事務に関しては一切関与していない旨供述している。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 54 年 12 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ申立人が名前を挙げた従業員は、入社当初は申立人とと

もにB業務の仕事をしていましたが、入社して半年後ぐらいから退職するまでの期間については、当該事業所のC業務に当たっており、給与計算や社会保険事務については、自分は関与しておらず当初から申立人が行っていたので、申立内容については不明である旨供述しているとともに、同日以前に被保険者資格を喪失した取締役のうちの一人も、申立人が給与計算や社会保険事務を担当していた旨供述していることから判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の届出に関して、社会保険事務所（当時）が、同社の取締役であり社会保険事務担当者であったと推認される申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 18 日から 36 年 5 月上旬まで  
② 平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで  
③ 平成 12 年 2 月 1 日から 13 年 2 月 14 日まで

A社(昭和 37 年 7 月 26 日にB社に名称変更)に勤務していた申立期間①については、中学校を卒業した翌日から約 5 年間において同社に勤務した。当時は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、厚生年金保険に加入できなかった責任は国にあり、法令の不備及び瑕疵が原因であると思うので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

C社に勤務していた期間のうち、申立期間②については、平成 9 年 6 月分から 10 年 7 月分までに係る未払賃金の支払いに伴い、同社の届出により当該期間の標準報酬月額が増額訂正されたものの、当該未払賃金を加えた各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は訂正後の標準報酬月額よりも高い額のはずであり、9 年 7 月から 10 年 7 月までの期間について、社会保険事務所(当時)に対し標準報酬月額の記録訂正及び差額保険料の納付を申し出たが、認められなかった。調査の上、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

C社に勤務していた期間のうち、申立期間③については、同社を退社した後の裁判上の和解において、平成 12 年 2 月分から 13 年 2 月分までに係る未払賃金が支払われたが、当該未払賃金を加えた各月の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額のはずであ

り、社会保険事務所に対して記録の訂正及び差額保険料の納付を申し出たが、認められなかった。調査の上、申立期間③に係る標準報酬月額記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社における職務内容、事業所の所在地及び業務形態についての申立人の供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは、昭和37年5月1日であり、申立期間①については、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同僚の一人は「昭和37年5月1日より以前からA社に勤務していたが、私が所持している年金手帳に同日から同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記載があり、この時から厚生年金保険に加入することになったことを記憶している。」と供述している。

また、適用事業所名簿によれば、B社は昭和48年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の清算人であり取締役であった被保険者に聴取したところ、「当時の事業主であった私の父は既に死亡しており、A社に係る資料は保管していない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「厚生年金保険に加入できなかった責任は国にあり、法令の不備及び瑕疵が原因であるので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、個々の年金記録の申立事案について、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の届出又は厚生年金保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録訂正の可否を判断しているものであり、法令の不備及び瑕疵について判断するものではない。

2 申立期間②については、申立人がC社が発行した書面として提出した、平成9年6月9日から10年7月13日までの期間の未払賃金に係る「月別支

払不足額計算書」の月別の「既支払額」及び「支払不足額合計額」の合計額から判断すると、9年6月分を除き、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていた可能性はうかがえる。

しかしながら、C社は、申立期間②に係る賃金台帳等の書類を保管しておらず、申立期間②において同社から申立人に支給された具体的な報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立人が、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間③については、C社が提出した平成12年2月分から13年2月分までの給与支給明細書に記載された給与支給額、及び申立人が提出した未払賃金に係る和解調書の記載により申立人に支払われたと推定される未払賃金の合計額から判断すると、各月における当該未払賃金支給額の具体的な内訳については明らかでないが、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていた可能性はうかがえるものの、同社が提出した当該期間に係る給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額について、給与支給額に見合う標準報酬月額と相違していると思われる記録があることが分かった。

私が所持する給与支払明細書で確認できる給与支給額を精査して、厚生年金保険第4種被保険者であった期間を含む申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、47 年 2 月 1 日から 55 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 56 年 3 月 1 日までの期間について、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書により、給与月額に見合う標準報酬月額は、46 年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月、47 年 3 月、同年 7 月、同年 9 月、48 年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、49 年 3 月、同年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月から 50 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 8 月までの期間、



51 年 6 月から同年 8 月までの期間、52 年 1 月、同年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、53 年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月、54 年 4 月から同年 8 月までの期間、55 年 4 月、同年 6 月及び同年 8 月については、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 2 月 1 日までの期間、及び 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社が加入していた C 健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険加入員履歴に記載された標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与支払明細書等の資料は所持しておらず、A 社の人事記録を管理している D 社に照会しても、「申立期間当時の関連資料等は現存していないが、標準報酬月額の算出及び給与からの厚生年金保険料の控除については、法令に基づき行っており、それは申立期間当ても当然に行っていたと思う。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、厚生年金保険第 4 種被保険者期間に係る標準報酬月額の相違についても申し立てているが、旧厚生年金保険法第 26 条の規定により、当該第 4 種被保険者の標準報酬月額は、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬月額によるものとする定められているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における最後の標準報酬月額は 26 万円であったことが確認でき、この記録は、申立人の厚生年金保険第 4 種被保険者に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額とも一致している上、申立人が所持する厚生年金保険第 4 種被保険者期間に係る厚生年金保険料の領収証には、オンライン記録の標準報酬月額と同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が納付されていたことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日  
平成 15 年 4 月から 21 年 3 月まで、A 市（現在は、B 市）教育委員会において C 職として勤務した。この間の報酬額はほとんど変わらなかったが、19 年 9 月から 20 年 8 月までの 1 年間のみ標準報酬月額が直前の 19 万円から 12 万 6,000 円に下がっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市教育委員会の提出した支出負担行為支出命令書から、申立人の申立期間における給与支給額に見合う報酬月額は、申立人の主張する報酬月額であったことが確認できる。

また、オンライン記録において、B 市教育委員会はフロッピーディスクで提出した平成 19 年の算定基礎届に入力誤りがあったとして、23 年 5 月に申立人の標準報酬月額を 19 万円とする当該算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出したこと、及び当該記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とはならない記録とされていることが確認できる。

一方、B 市教育委員会が提出した資料から、申立期間に係る申立人の給与から控除されている厚生年金保険料額（9,447 円）は、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額（12 万 6,000 円）に基づく保険料であることが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、保険料控除額に基づき12万6,000円となる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4231（事案 1704、2671 及び 3420 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているため、年金記録確認第三者委員会に3度にわたり申立てを行ったが、主張どおりの記録訂正には至らなかった。

今回、新たな資料として、同社における3か月分の給料明細書を提出するので、再度調査の上、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなること、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、i) 申立人が提出した給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成3年7月、同年9月、4年5月、同年7月から同年10月までの期間、5年1月、同年4月、同年6月から同年11月までの期間、6年1月、及び同年5月から同年9月までの期間は20万円に、ii) 申立人が提出した支給月の記載のみで支給年が記載されていない給料明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、支給年月を推認した給料明細書において確認できる保険料控除額から、3年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月から4年3月までの期間、同年12月、5年3月、同年5月、同年12月、6年3月

及び同年4月、同年11月から7年2月までの期間、同年4月から同年10月までの期間、同年12月から8年3月までの期間は20万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、並びに同年9月は19万円に、iii) 上述の申立人が提出した給料明細書において確認できる前後の期間の標準報酬月額から判断すると、4年4月、同年6月、同年11月、5年2月、6年2月、同年10月、7年3月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である一方、申立期間のうち、昭和61年3月から平成3年3月までの期間及び8年10月から13年6月までの期間については、申立人が提出した給料明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、9年9月以降のものと推認される給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に基づく標準報酬月額(19万円)と一致しているなど、特例法による保険給付の対象に当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき22年1月14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月9日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、オンライン記録により、申立人が新たに名前を挙げた者と同姓同名で、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは供述を得ることができないほか、申立人から新たな関連資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月24日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、新たな資料として3か月分の給料明細書を提出しているが、当該給料明細書に支給年の記載はなく、同給料明細書の記載内容等に基づき検証しても同給料明細書に係る給与の支給時期を特定することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。